

第4 泡 消 火 設 備

1 水源

第1屋内消火栓設備1に準ずるほか、防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、両方式を合算した量以上とすること。

2 加圧送水装置

第1屋内消火栓設備2（（3）及び（6）を除く。）に準ずるほか、次によること。

- （1）加圧送水装置等は、泡消火設備専用とすること。
- （2）防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を兼用する場合は、両方式を合算した性能を有するものとする。

3 呼水装置

第1屋内消火栓設備3に準ずること。

4 配管

第1屋内消火栓設備4（（1）、（7）及び（8）を除く。）に準ずるほか、次によること。

- （1）一斉開放弁の取り付け位置は、その受け持つ放射区域内又はその直近に設けること。
- （2）加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨を表示すること。

5 同時放射区画

規則第18条第4項第5号に定める一の放射区画は、第3水噴霧消火設備5に準ずること。

6 移動式の泡消火設備

移動式の泡消火設備の設置できる防火対象物又はその部分は、次に定める条件に適合するものであること。

- （1）10階以下又は31m以下の部分とすること。
- （2）当該部分は、地階又は無窓階に該当しないこと。
- （3）外気に接する常時開放の開口部が、階ごと（建基令第112条による防火区画が存する場合には防火区画ごと）に次のア又はイに定める基準に適合していること。

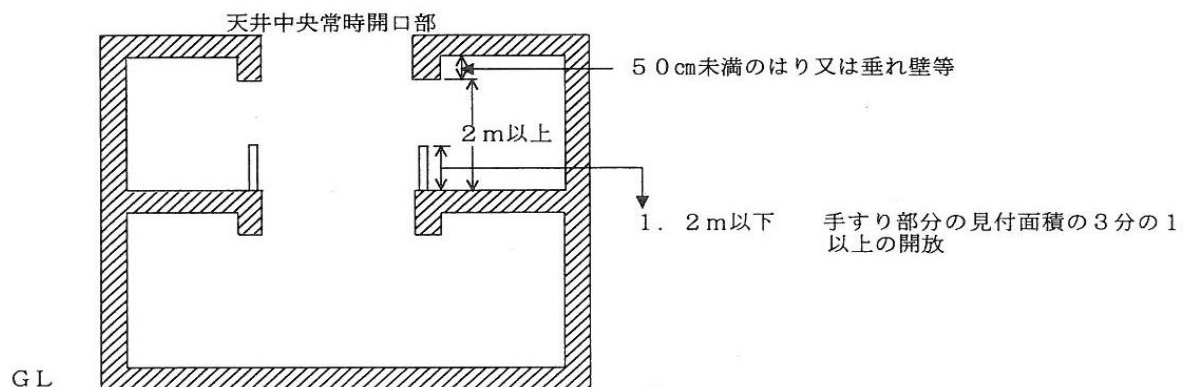
ア 壁面線の長辺の長さが30m以下の場合は、次の（ア）又は（イ）に適合すること。

（ア）壁面線のうち長辺部分の一面が次のaからeまでに該当する外気に接する常時開放の開口部（以下「開放開口部」という。）を有するもの。

- a 開放開口部の上端は、床面から2m以上とすること。
- b 手すり等を設ける場合は、手すり部分の見付面積の3分の1以上の開放性を有するパイプ手すり等とすること。ただし、開放性が不足する手すりを使用する場合は、手すり部分の見付面積の3分の1以上の開放面積を他の面で確保すること。
- c 手すり等の上端は床面から1.2m以下とすること。なお、防犯上等の理由により、やむを得ず、手すり等の上端からはり、垂れ壁等の下端までの間にフェンス等を設ける場合については、開放性の高いネットフェンス等とすること。
- d 壁面線のうちエレベーター又は階段等で開放開口部が閉鎖される部分（主要構造部である柱を除く）にあつては、その閉鎖された部分相当の開放面積を他の面で確保すること。

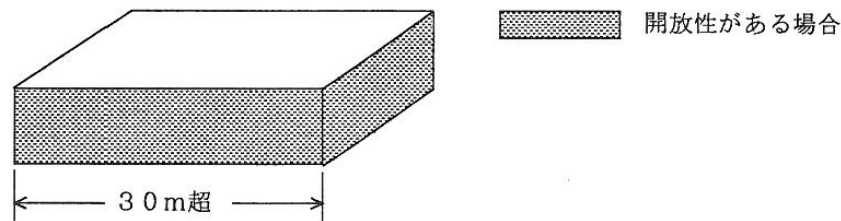
-
- 開放性がある面
- 30m以下
- 30m以下
- EV・階段等
- 50cm未満のはり、垂れ壁等
- 2m以上
- 1.2m以下
- 手すり等
- EV・階段等の閉鎖部分は、他の面で開放性を確保すること。
- 手すり部分の見付面積の3分の1以上の開放

-
- Diagram illustrating a rectangular structure labeled S_1 . The structure has dimensions of 3.0 m or less on two sides. A central square area is labeled $S_{\text{開放}}$ (S Open). A note indicates that the symbol S in a circle is equivalent to $\frac{S_1}{2}$.

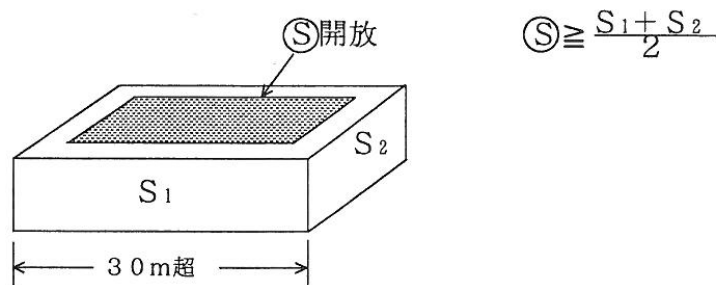


イ 壁面線の長辺の長さが 30mを超える場合は、防火対象物の各部分から、一の開放開口部までの水平距離を 30m以下とし、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに適合すること。

（ア）壁面線のうち長辺を含む二面以上が、開放開口部を有するもの



（イ）防火対象物の天井中央付近に壁面線の長辺側を含む二面の壁面積の 2 分の 1 以上の外気に接する常時開放の開口部（ア（イ）に準ずる。）を有するもの



ウ 外気に面する開口部が常時開放された構造のもので、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が当該床面積の 15%以上ある場合

（4）壁面線の開放開口部で隣地境界線又は他の建築物等の外壁（以下「隣地等」という。）に面して設けるものにあつては、壁面線から、隣地等まで 1m以上の距離を有すること。ただし、次の式で算定した算定開放面積相当の開放面積を当該開放開口部以外の面で確保した場合は壁面線から隣地等までの距離を 0.6m以上とすることがができるものとする。距離に応じて、次の式で算定した値を開放面積とする。

$$A = 2(1 - I) \times L$$

A : 算定開放面積 (㎡)

I : 壁面線から隣地等までの距離 (m)

L : 開放開口部の長さ (m)

7 表示

（1）手動起動装置と放射区画との関連を明確にするため、次の識別をすること。

ア 一斉開放弁及び手動弁を赤色塗装すること。

イ 一の放水区域の手動弁及び泡ヘッドの取付部分並びに一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ 30 cm以上同一彩色とすること。ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあつては、露出している泡ヘッド部分（網の部分を除く。）等のみ同一彩色とすることができるものとする。

ウ 隣接する放射区域は、容易に識別できるよう異なった彩色とすること。

（2）混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示すること。

（3）加圧送水装置を設置した場所には、第 4-1 図の表示を設けること。

（4）泡消火設備の消火薬剤貯蔵槽を設置した場所には、第 4-2 図の表示を設けること。

（5）手動起動装置の直近には、第 4-3 図の表示を設けること。

消火設備の概要	
1	設置場所
2	防護面積
3	ヘッドの種別及び数量
4	放出方式
5	消火薬剤の種別、混入率及び数量
6	加圧送水装置の性能
7	非常電源の種別
8	設置年月
9	施工者名

第4-1図

消火薬剤	
1	種別
2	混入率
3	薬剤量
4	設置年月

第4-2図

手動起動装置 (泡消火)

大きさ 10cm×30cm以上

文字 3cm平方以上

第4-3図

8 令第13条第1項に掲げる駐車場等の床面積の算定（第4-4図、第4-6図参照）

（1）自動車の修理又は整備の用に供される部分（以下この項において「修理又は整備の用に供される部分」という。）の床面積等は、次によること。

ア 修理又は整備の用に供される部分に接続する室等（事務所その他これらに類する室を除く。）は床面積に算入すること。

ただし、次により防火上有効に区画された場合、修理又は整備の用に供される部分から除くことができるものとする。

（ア）準耐火構造の床又は壁で区画され、床、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で仕上げること。

（イ）屋内に面する窓及び出入口の戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。

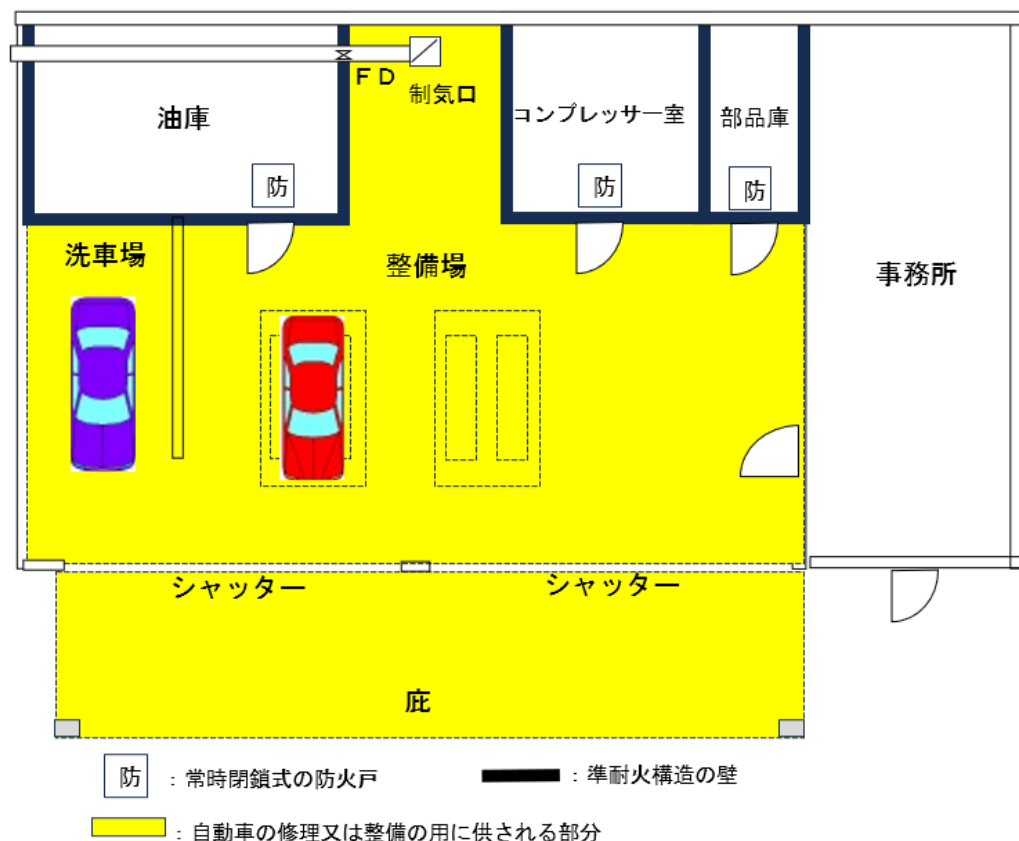
（ウ）屋内に面する換気口（ガラリ等）は、防火設備（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

（エ）給水管、配電管その他の管が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合においては、当該管と不燃区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。

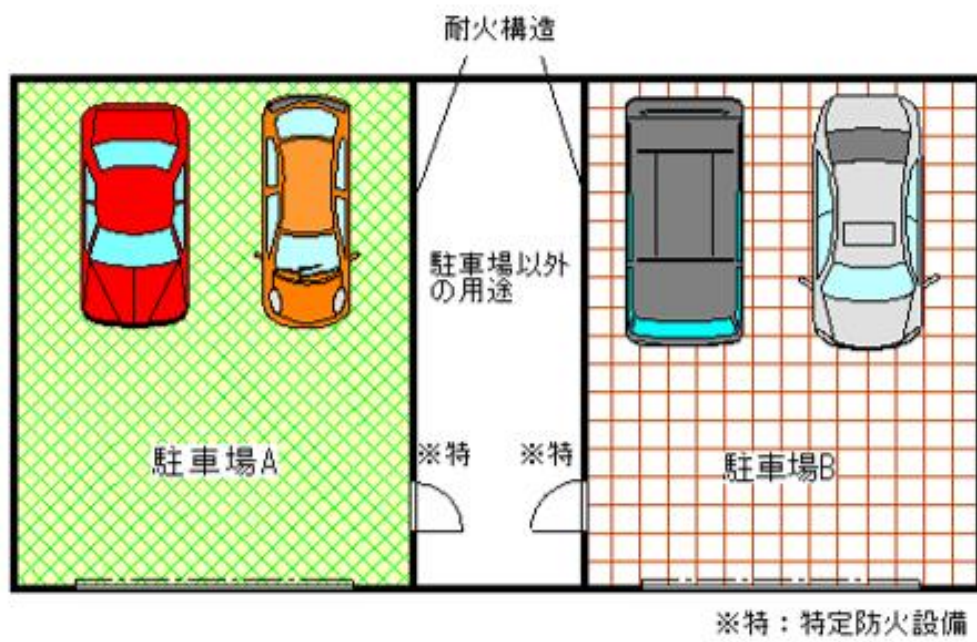
（オ）換気、暖房又は冷房の設備の風道が、不燃区画の壁又は床を貫通する場合は、当

- 該貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火ダンパーを設けること。
- イ 修理又は整備の用に供される部分に接して設ける庇又は車路（上部が常時外気に開放されている部分及び傾斜路を除く。）は床面積に算入すること。
- ウ 修理又は整備の用に供しない部分を介して2箇所以上の修理又は整備の用に供される部分は、それぞれの修理又は整備の用に供される部分（修理又は整備の用に供される部分と修理又は整備の用に供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）ごとに床面積を算入すること。
- （2）駐車の用に供する部分の床面積は、次によること。（第4-5図参照）
- ア 車路は床面積に算入するものであること。ただし、上部が解放された部分は算入しないものとする。
- イ 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する部分は、それぞれの駐車の用に供する部分（駐車の用に供する部分と駐車の用に供しない部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）ごとに床面積を算入すること。

自動車の修理又は整備の用に供する部分	作業所、油庫、点検調整所、修理又は作業を要する車両の駐車場、機械室、部品庫（防火区画された部品庫を除く）及び車路（常時外気に開放された部分を除く）
駐車の用に供される部分	駐車する部分及び車路



第4-4図



第 4-5 図